

速度取締り指針

令和8年4月
御殿場警察署

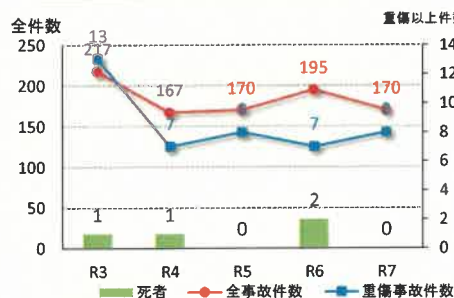
御殿場警察署の速度取締り重点

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道246号	10:00～16:00	小山町生土から小山町菅沼までの間	50km/h
市道0237号	10:00～16:00	御殿場市板妻から御殿場市印野までの間	40km/h

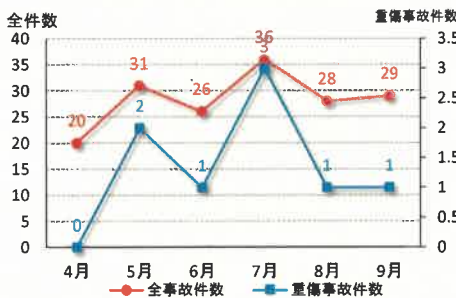
※重点路線以外の場所、時間帯であっても取締りを実施しています

管内の交通事故発生状況

過去5年における発生状況(各年度上半期)



前年度上半期の月別事故発生状況



前年度上半期における交通事故発生状況

	前年度上半期	
	件数	前年比
件数	170	-25
うち重傷以上事故	8	-1
死者	0	-2
負傷者	215	-37
うち重傷者	8	-1

事故起因者直前速度50km/h以上の死亡または重傷交通事故発生状況(高速道路、国道バイパスを除く)

過去5年の状況



その他取締りの要点等

過去5年の速度超過を原因とする交通事故は、国道等の主要幹線道路で発生している。
 また、主要幹線道路でなくても、一部の御殿場市道では道路幅員が広いにもかかわらず、交通量が比較的小ないため速度超過の車両が散見され、実際に交通事故も発生している。
 よって、交通量が多く、あおり運転等の通報のある国道246号並びに、実際に交通事故の発生している、御殿場市道を重点路線に指定し、定置式速度取締り装置を使用した速度取締りを実施する。
 さらに、関心の高い小学生事故を防ぐため、通学路において可搬式速度取締り装置を使用した速度取締りを実施する。